

～国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ～

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」および「限度額適用認定証」の更新に関するお知らせ

問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820-73-5502

現在交付されている国民健康保険および後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は令和5年7月31日までとなっています。

### ●国民健康保険の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

令和5年8月以降も認定が可能な方には、6月下旬に「申請のお知らせ」と「申請書」を送付していますので、引き続き必要な方は、8月31日(木)までに更新の手続きを行ってください。(認定証は申請を行った月の初日から有効となりますので、9月1日以降に申請をされますと、認定されない月が生じることになります)

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」に該当する方で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、長期該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

### ●後期高齢者医療の減額認定証、限度額適用認定証をお持ちの方

現在、認定証をお持ちの方で、令和5年8月以降も該当する方は、7月31日(月)までに新しい認定証を郵送します。(自動更新のため手続きの必要はありません)

なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する方で、過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、長期該当の申請をすることで申請日から食事代がさらに減額になる場合があります。

■申請場所 健康増進課、各総合支所・各出張所

### ■申請に必要なもの

保険証／マイナンバーカード、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類

現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認定証に該当する方で過去12カ月以内の入院日数合計が91日以上の場合、入院日数が確認できる書類（病院の領収書など）

※同一世帯内に住民税の申告がまだお済みでない方がおられる場合（未申告の状態）、本来の負担区分判定ができないことがあります。その際は、各総合支所または各出張所の窓口でまず申告をしていただくようお願いします。

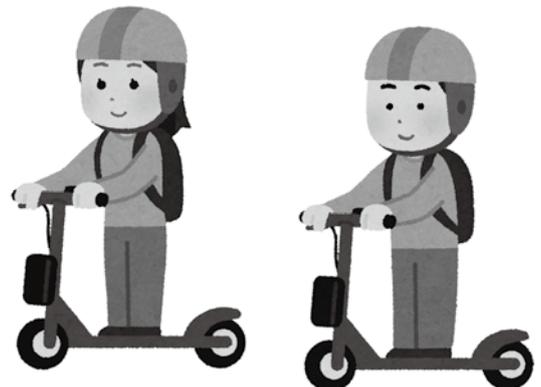
## 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の取り扱いについて

改正道路交通法（令和5年7月1日施行）により定義された特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は、軽自動車税の対象となります。車両を所有している方は、ご申告のうえ交付されたナンバープレートを車体に取り付けなければなりません。申告忘れにはご注意ください。

また、特定小型原付に該当する車両で、既に一般原付として申告しナンバープレートを交付されている場合には、再度申告いただくことで登録の変更およびナンバープレートの交換を行うことができます。

### ■原動機付自転車の税区分変更

	内容	税額
改正前	原動機付自転車 50cc 以下 (電動キックボード等を含む)	2,000 円
改正後	特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等)	2,000 円
	一般原動機付自転車 50cc 以下 (電動キックボード等を除く)	2,000 円



問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008